

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社東芝 代表執行役会長CEO 車谷 暢昭
【住所又は本店所在地】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【報告義務発生日】	2019年10月18日
【提出日】	2019年10月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保等重要な契約に関する変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	チタン工業株式会社
証券コード	4098
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 東芝
住所又は本店所在地	東京都港区芝浦一丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	1904年6月25日
代表者氏名	車谷 暢昭
代表者役職	代表執行役会長CEO
事業内容	電気機械器具製造業、計量器、医療機械器具その他機械器具製造業、ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、土石採取業、電気供給業、金融業

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社東芝 法務部法務第一担当 頓所繁典
電話番号	03-3457-2148

#### (2)【保有目的】

政策保有（取引関係の維持、発展）

#### (3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	200,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 200,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		200,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2019年8月9日現在)	V	3,027,626
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.61
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.61

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関合計95社に対する借入金等の債務を担保するため、2017年4月28日付で締結した担保権設定契約に基づき、当社が保有するチタン工業株式会社株式の全てについて上記取引金融機関へ担保として差し入れることに合意した。また、2019年3月29日までに担保差入先金融機関数が67社減少し、28社となった。

2019年10月18日付で、上記の担保差入先金融機関との合意により当該担保権設定契約は解除され、当社が保有するチタン工業株式会社株式の全てについて担保設定は解除された。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	418,000
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	418,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地